

系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（Ⅰ期）募集要綱（案）に対して受領したご意見・ご質問等と当社の回答

※基本的にいただいたご意見から抜粋したのですが、重複する意見等は当社にてまとめております。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
1	全般	Ⅰ期募集の応募資格を有する事業者によってⅠ期蓄電池プロセスが成立しなかった場合には、Ⅰ期対象外案件を含めて再募集をしていただきたい。	プロセスが成立しなかった場合の取扱いにつきましては、不成立となった際に検討いたします。
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ期募集の接続検討結果で連系可否が「否」となった案件がⅡ期に応募する場合、買取価格 22 円/kWh は維持されると理解しておりますが、正しいでしょうか。 本募集プロセスに申込み、Ⅰ期対象案件としての参加を 2017 年 10 月 12 日までに意思表示している設備認定取得済案件について、2017 年度上期の買取価格 22 円/kWh が適用となる場合とならない場合を明確にしてください。 2016 年度(2017 年 3 月末)までに設備認定を取得している案件について、Ⅰ期蓄電池プロセスの優先系統連系希望者になれなくとも、Ⅱ期蓄電池プロセスもしくはサイト蓄電池を設置することで系統連系できた際には、買取価格 22 円/kWh は維持されるのか。 	買取価格、設備認定の取扱いの詳細につきましては、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
3	1 ページ (蓄電池設置時期)	系統側蓄電池は 2022 年度運転開始とのことですが、改正 FIT 法で要求される 4 年(環境アセスメントが必要な案件はプラス 4 年)の運転開始期限との関係はどうなりますか。	運転開始期限の詳細につきましては、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
4	1 ページ (蓄電池設置時期)	系統側蓄電池の設置が遅れた場合でも、風力発電所が予定通り完成した場合はファイナンス上の問題も発生するので、予定通り連系させていただきたい。また、このことは募集要綱にも明記していただきたい。	<p>今回募集する風力発電は、出力変動緩和対策として系統側蓄電池を設置することを前提に系統連系いただくものです。このため、風力発電所の運転(試運転含む)は系統側蓄電池の運転開始が条件となります。</p> <p>系統側蓄電池につきましては、2022 年度の運転開始を目指してまいりますが、優先系統連系希望者の辞退等により再度の再接続検討が発生した場合等、Ⅰ期蓄電池プロセスの進捗状況によっては、系統側蓄電池の運転開始が遅れる可能性がありますので、予めご了承ください。</p>
5	1 ページ (1.1 募集する電源 (3))	新規で事業計画認定を取得する場合の取得時期の目安を明記していただきたい。	<p>事業計画認定は国が行うものであるため、その取得時期について、当社からはお答えいたしかねます。</p> <p>なお、事業計画認定に必要な「接続の同意を証する書類」につきましては、募集要綱「2. 12 Ⅰ期蓄電池プロセス完了後の手続き」において、意思表示書をご提出いただいたうえで発出することにしております。</p> <p>具体的な発出時期については、Ⅰ期蓄電池プロセスが順調に進んだ場合は、2019 年 1 月下旬頃にⅠ期蓄電池プロセスが終了し、6 ヶ月程度後にお示しする当社の詳細工事設計結果をご確認いただいた後となります。</p>

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
6	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)①②)	「①系統側蓄電池の点検、故障、想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合」、または「②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合」の事象が発生したとしても、調整電源による周波数調整が可能と見込まれる場合には、出力制御、停止等は求められないとの認識でよろしいでしょうか。	今回募集する風力発電は系統側蓄電池による制御を前提に系統連系を行うものであるため、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合、出力制御または停止していただくことを前提としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
7	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)①④)	系統側蓄電池の連系設備が停止する場合の取扱いについても明記していただきたい。	系統側蓄電池および当社系統を繋ぐ連系設備は、当該蓄電池に関連する設備のため、当該連系設備の停止に伴い系統側蓄電池を停止させる場合、募集要綱「1. 1 募集する電源(5)①」に基づき取り扱うこととなります。
8	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)①④)	系統側蓄電池の連系設備停止で系統側蓄電池の運用が出来なくなる可能性があるのであれば、その頻度等の情報を開示していただきたい。	系統側蓄電池の連系設備の定期点検等の計画作業に伴い生じる系統側蓄電池の停止を極力不要となるよう、設備を二重化等する予定であり、連系設備の停止に伴う出力制御の頻度は低いと想定しております。
9	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)②③)	「②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合」及び「③風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若しくは超えることが見込まれる場合」とは、どのような場合が想定されるのか、補足解説いただきたい。	風力発電所の出力制御または停止を行っていただく事象②③に該当する場合として、例えば次のようなケースが想定されます。 ②想定以上の充電または放電が継続し、系統側蓄電池の充電量が適正な値を外れ、系統側蓄電池の充電または放電ができなくなる場合など ③系統側蓄電池の容量設定の前提となるシミュレーションの想定を超えるような風力変動が発生した結果、容量が不足し、周波数調整が困難な状態となる場合など
10	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)②③)	「②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合」や「③風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若しくは超えることが見込まれる場合」の発生頻度と出力制限量はどの程度が想定されるか示していただきたい。	事象②③のケースは、シミュレーションの想定を超える風力変動を伴うものであり、その発生頻度や出力制限量をお示しすることは困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。
11	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)②③)	どのようなシミュレーションに基づいて9万kW-4hを算定したのか、情報開示をしていただきたい。	系統側蓄電池の容量の算定方法につきましては、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ(以下、「系統WG」といいます。)(第10回)の資料2をご参照ください。 なお、系統側蓄電池の容量については、応募状況を踏まえ、再算定を行う予定です。
12	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)③)	現在想定されている系統側蓄電池容量の目安を決められた際の前提条件となる「風力発電の出力変動」について、具体的にご教示ください。	系統側蓄電池の容量の算定方法の詳細につきましては、系統WG(第10回)の資料2をご参照ください。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
13	2 ページ (1.1 募集する電源 (5)④) 別紙2 (「本募集要綱における特記事項」の 1.1(5))	・「④調整用火力発電機や連系線の作業停止や事故時の緊急停止等、系統側の調整力の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合」とありますが、この場合でも実施した場合の説明が北海道電力殿からなされることを確認したい。 ・別紙2において読み替えを求めた結果、「発電者は、当社から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により当該指示を行なった合理的な理由を示した場合」の文言が無くなっています(=説明責任がなくなっている)が、引き続き合理的な理由が示されることを確認したい。	募集要綱 2 頁(5)(6)に記載のとおり、当社が風力事業者様に①～④の発生により出力制御、停止等を求めた際の補償の免責要件については、「合理的な理由を示した場合」に替えて、①～③については故意または重過失がない場合に、④については故意または過失がない場合にするとし要件を明確化しております。 なお、補償の要件とはしておりませんが、出力制御または停止を指示した場合、実施後に出力制御または停止の理由等について、必要に応じて風力事業者様にご説明することを考えています。
14	2 ページ (1.1 募集する電源 (6))	「上記(5)①～⑤の場合における…当社が補償しないことに同意いただくこと。」について、①では「想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限」とありますが、想定外に系統側蓄電池が劣化するような場合は、メーカー補償事由になるものと想定します。蓄電池メーカーの補償事由で停止された場合、蓄電池費用を負担している事業者側に補償金が支払われるのか。	風力事業者様側で生じた出力制御に伴い生じる売電量の減少分については、当社からメーカーに補償を請求することは想定しておりません。 蓄電池の故障等に対しては、原則、メーカー保証により修理、取替いたしますが、天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力による故障等、メーカー保証対象外となる場合に追加的に発生する費用については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一般負担を除いた分を契約事業者にご負担いただきます。
15	2 ページ (1.1 募集する電源 (7))	「2022 年度に系統連系し、運転開始すること」とありますが、非常に厳しいスケジュールになっていると思います。系統側蓄電池運用開始日が変更となる事がありますか。	I 期蓄電池プロセスが順調に進んだ場合、系統側蓄電池は 2022 年度の運転開始を予定しておりますので、これにあわせ、2022 年度中に系統連系し、運転開始するよう手続き等を進めていただきますようお願いいたします。 なお、優先系統連系希望者の辞退等により、再度の再接続検討が発生した場合等、I 期蓄電池プロセスの進捗状況によっては、系統側蓄電池の運転開始が遅れる可能性がありますので予めご了承ください。
16	2 ページ (1.1 募集する電源 (7))	風力発電所の建設工程を策定するにあたり、以下2点について最も早く可能となる時期をご教示ください。 ①試運転開始 ②営業運転開始 北海道においては、積雪により冬場は工事が難しくなることから、特に①については積雪時期よりも前に実施できるようにお願いします。	風力発電所の試運転は、系統側蓄電池の運転開始を前提としており、2022 年度から可能となります。時期については、今後、系統側蓄電池設置の詳細な検討を進め、改めてご連絡いたします。 また、営業運転については、発電所側にて必要な試験を行っていただいた後、速やかに開始いただくこととなります。 なお、優先系統連系希望者の辞退等により再度の再接続検討が発生した場合等、I 期蓄電池プロセスの進捗状況によっては、系統側蓄電池の運転開始が遅れる可能性がありますので、予めご了承ください。
17	2 ページ (1.1 募集する電源 (7))	No16 に拘わらず、2022 年頃の実際の電源構成をふまえ、「調整電源による周波数調整が可能」と考えられる場合には、上記①②よりも早いタイミングであって試運転・運転開始する協議にも応じていただきますようお願いいたします。 なお、接続時期については系統側蓄電池の運転開始前でも問題ないでしょうか。	今回募集する風力発電は、出力変動緩和対策として系統側蓄電池を設置することを前提に系統連系いただくものです。このため、風力発電所の運転(試運転含む)は系統側蓄電池の運転開始が条件となります。 ただし、当社電力系統への接続時期については、系統側蓄電池の運転開始前であっても問題ありません。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
18	2 ページ (1.2 入札対象費用の概要)	入札対象費用として挙げられている「①系統側蓄電池の調達費用、設置工事費用」～「④系統側蓄電池の撤去工事費用」について、それぞれの金額内訳と負担時期を開示ください(拠出時期が異なることから、事業者が負担する(支払う)タイミングはどの時点をご想定すれば良いかを確認する際にも必要となります)。	①～④の費用についてはすべて、入札時に第1次保証金として5%、共同負担意思の表明時に第2次保証金として5%、残りは工事費負担金として当社が連系に必要な工事に着手するまでにお支払いいただくこととなります。 なお、①～④の内訳については、当社が行う系統側蓄電池の調達に係る機微な情報となるため、当該蓄電池の調達が完了していない現時点においてお示しすることはできません。
19	2 ページ (1.2 入札対象費用の概要)	負担の大きさを鑑み、実際の工事費発生時期に合わせた振込みとするなど、負担時期の分割についてご配慮ください。	工事費負担金については、原則、一括でお支払いいただくことを考えております。現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で工事費負担金の分割払いに関する議論が進められており、この議論内容を踏まえ、分割払いについて協議させていただきます。
20	2 ページ (1.2 入札対象費用の概要)	入札対象費用「③運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス(保守・運用)費用」には、火災保険費用も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。また保険費用が含まれる場合、その付保内容について(対物保険のみか、利益保険も含むのか等)ご教示ください。	系統側蓄電池に関する各種保険への加入については、今後の系統側蓄電池の調達段階において、その必要性を含めメーカーと協議します。
21	3 ページ (1.2 入札対象費用の概要)	充放電費用も事業者負担となることを踏まえ、系統側蓄電池についてどのタイプの蓄電池(リチウムイオン、レドックスフロー等)を採用するか決定されていればご教示ください。未決定の場合、決定時期並びに現状の目安とされている入札対象費用:約4.1万円/kW及び充放電損失費用:約1.4万円/kWがどのタイプの電池をご想定されているのか、ご教示ください。	現時点で調達する系統側蓄電池の種類は決定しておりません。系統側蓄電池の調達にあたっては、設置費用だけでなく、メンテナンスや撤去、充放電損失に掛かる費用等、20年間での運用に掛かるコストを考慮して選定します。 現時点でお示ししている概算費用については、各種蓄電池技術をベースに技術開発による価格低下等を織込み算定しています。
22	5 ページ (1.5 留意事項)	充放電損失費用の特定負担分の目安となる「1.4万円/kW程度」について、事業者側の負担のタイミングとしては、毎年20分の1ずつ、20年間にわたり支払っていくイメージでよろしいでしょうか。	系統側蓄電池の充放電損失に係る費用や追加発生費用の請求方法、費用の精算期間等については、検討中のため別途事業者様にお知らせします。
23	5 ページ (1.5 留意事項)	充放電損失に係る費用は、風力発電所の立地箇所を問わず、全事業者がkWあたり一律の負担を行うものとの認識でよいか、確認させてください。 また、現在予定されている系統側蓄電池の設置場所をご教示ください。	ご理解のとおり、充放電損失に掛かる費用は、風力発電のkWあたり一律の単価としてご負担いただきます。 また、系統側蓄電池の設置場所については、詳細が確定後別途お知らせします。
24	5 ページ (1.5 留意事項)	「メーカー保証対象外となる場合に追加的に発生する費用」に係る記載がありますが、メーカー保証期間は20年間(運用期間)と理解してよろしいでしょうか。	メーカー保証期間については、20年間と想定しておりますが、今後、当社とメーカーとの交渉により決定します。
25	6 ページ (1.5 留意事項)	「系統側蓄電池の運用開始に発電設備の運転開始が間に合わない場合…」とありますが、2022年度の工事完了予定時期に遅れたとしても、記載内容を承諾する限りにおいては、特に罰則は設けられないという理解でよいか。	I期蓄電池プロセスにおいては、当社から発電事業者様に対して、発電所の運転開始の遅れによる罰則を設けておりません。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
26	6 ページ (1.5 留意事項)	<p>・「系統側蓄電池の運用開始に発電設備の運転開始が間に合わない場合は、受給期間と系統側蓄電池の運用期間(運用開始から 20 年程度)が一致しない場合があります」と記載がありますが、系統側蓄電池の継続利用が困難と判断された場合、FIT 買取期間 20 年－工事遅れ日数＝実際の実買取日数 となると言う事で良いか。</p> <p>・系統側蓄電池の運用期間は発電事業者の受給期間をカバーすることを前提とした仕組みを構築願います。受給期間は事業経済性において極めて重要な要素である一方、風力発電所の組み立て作業ならびに試験調整は自然状況に大きく左右される面があり、事業者の責によらず予期せずして工事が遅延する可能性等も否定できません。また、意図しない事故による遅延等も起こり得るため、あらかじめ蓄電池運用期間については 20 年以上必要となる可能性も念頭にお願いいたします。</p>	<p>風力発電の系統連系に関して、北海道エリアでは周波数調整面での制約があり、風力発電の連系量を拡大するためには出力変動緩和対策が必要となります。</p> <p>本募集は、当社が風力事業者様の出力変動緩和対策として系統側蓄電池を設置することを前提に連系量拡大を可能とするものです。</p> <p>このため、系統側蓄電池の継続利用が困難であると当社が判断した場合、別途風力発電所側で出力変動緩和対策を講じていただく必要があり、対策を講じることができない場合、技術的な制約から、受給期間中であっても、風力発電を停止いただく必要があります。</p> <p>こうした事情に加え、現時点で 20 年を超える系統側蓄電池の継続利用を保証できないことから、今回募集する電源は、系統側蓄電池の運転開始時期(2022 年度)に間に合うよう系統連系のうえ運転開始することを募集条件としております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
27	6 ページ (1.5 留意事項)	<p>「系統側蓄電池の運用開始に発電設備の運転開始が間に合わない場合は、受給期間と系統側蓄電池の運用期間(運用開始から 20 年程度)が一致しない場合があります。」とありますが、2017 年 3 月 28 日に公表となった「系統側蓄電池による風力発電の募集概要」では「対象となる風力発電の連系時期に合わせ、段階的に設置することも検討」とありました。段階的設置の可能性が無くなった結果として、この表現となったのであれば、その理由を教えてください。</p>	<p>次の事情を踏まえ、系統側蓄電池の段階的導入は行わないこととしましたのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者様が設置する予定の風力発電所の運転開始時期に系統側蓄電池の運転開始時期を合わせることは困難であること。 ・系統側蓄電池を段階的に運転開始した場合、調達費用増、保守・運用の複雑化、事後精算方法が複雑化すること。
28	7 ページ (2.1 応募の申込み (2))	<p>「原則として、同時申込みした申込内容での応募になります」とありますが、接続検討結果の回答をふまえて、連系に係る工事費負担金額の最適化を目的として、申込容量を調整する(少なくとも調整可能かご検討いただく)選択肢は与えられるべきではないでしょうか。</p>	<p>申込容量を調整(変更)した場合、他の事業者様の接続検討結果の回答が変更となり、他の事業者様に影響を与えることから、原則として、同時申込みした申込内容で応募願います。</p>
29	7 ページ (2.1 応募の申込み (2))	<p>60 万 kW 以下の応募容量となる場合のスケジュールについて、応募容量に基づく系統側蓄電池の容量の再試算が発生するものと認識しておりますが、特に以下のスケジュールがどのようになる予定かご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次保証金の振込期限 ・第 2 次保証金の振込期限／工事費負担金補償契約の締結 	<p>応募容量が募集容量以下となった場合には、蓄電池容量の再算定後、概算額等の提示時に第 1 次保証金の振込期限をお知らせする予定です。振込期限は、お知らせ時から 1 ヶ月程度後を予定しています。</p> <p>第 2 次保証金の振込期限、工事費負担金補償契約の締結時期は、入札を実施した場合と同様のスケジュールになると想定しています。</p>
30	7 ページ (2.1 応募の申込み (2))	<p>60 万 kW 以下の応募容量となる場合の系統側蓄電池容量について、応募容量を踏まえて容量を縮小させる旨の記載がありますが、規模縮小のメカニズムの目安(ほぼ kW 比例で縮小されるか等)をご教示ください。</p>	<p>風力発電が連系するエリアによって、想定する風力発電の出力変動の傾向が異なり、必要となる系統側蓄電池の容量が異なるため、一概にお示しすることはできませんが、一般的には応募容量が減少すると必要となる蓄電池容量も減少する傾向があります。</p>
31	8 ページ (2.2 説明会)	<p>「説明会への参加は応募資格を有する事業者のみとし」とあり、I 期蓄電池プロセスの対象者のみを対象としているように伺えるが、I 期募集の内容は II 期募集にも関連する内容であるため、応募資格を有しない事業者にも参加をさせること。</p>	<p>本募集要綱の内容は、I 期蓄電池プロセスを対象としたものであるため、応募資格を有する事業者様以外のご参加はできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、II 期募集については、I 期募集による系統側蓄電池導入後、1 年程度の実績を踏まえた評価、検討を行い、改めてお知らせします。</p>

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
32	8 ページ (2.4 入札(1))	入札手続きについて、「入札にあたっては、当社において設定する最低入札負担金単価以上の単価により入札をお願いします。」と記載ありますが、最低入札負担金単価未満の価格での応札は受け付けないという認識で誤りはないか。	I 期蓄電池プロセスを成立させる観点から、入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る入札をした場合、その入札は無効といたします。
33	10 ページ (2.4 入札(2))	第 1 次保証金について、入札保証金が高額であり、プロセスの成立が不調に終わることが懸念される。	入札の結果、当該入札者が優先系統連系希望者となったにもかかわらず共同負担意思を示さない場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定による I 期蓄電池プロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。こうした事態を抑止するために、第 1 次保証金を申し受けるものです。 第 1 次保証金の額は、電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」といいます。)による電源接続案件募集プロセスにおいても 5%とされており、妥当な設定であると考えています。
34	13 ページ (2.8 共同意思負担の確認(1))	再接続検討結果の通知から、共同負担意思の確認表明までの期間は 20 営業日とされていますが、辞退者数によっては入札時から大きく前提が変わることも考えられ、負担可能上限額の検討とともに確認表明の意思決定には一定の時間を要しますので、大幅な変更になった場合は特に、検討期間の延長も考慮願います。	I 期蓄電池プロセスを速やかに進めるため、回答書の発送日から 20 営業日以内に、共同負担意思確認書を提出していただくこととしています。提出期限については、回答書の送付時にお知らせいたします。 なお、上記確認書の提出期限は、広域機関の電源接続案件募集プロセスにおいても 20 営業日以内とされており、その設定は妥当であると考えています。
35	14 ページ (2.8 共同意思負担の確認(2))	・他の優先系統連系希望者の辞退に伴い、工事費負担金の負担可能上限額が足りなかったことを理由に連動して辞退扱いとされ、第 1 次保証金が没収されるのは不当と考えます。入札で優先系統連系希望者になれなかった場合と同様、第 1 次保証金は返金されるべきではないでしょうか。自社都合ではないことから不適切な条件と考えます。 ・「他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金の増加」のケースでは、11 ページ黒ポツ 1(a)及び※8 が適用され第 1 次保証金が返金されるとの理解でよろしいでしょうか。	共同負担意思確認以降に負担可能上限額を上回って辞退扱いとなる場合でも、共同負担意思確認時に辞退する場合と同様に、他の優先系統連系希望者に再度の再接続検討を生じさせ、プロセスを遅延させることには変わりありません。 したがって、共同負担意思確認時に辞退する場合と同様に、第 1 次保証金の返金規定(募集要綱 11 ページ黒ポツ 1(a)～(c))に該当する場合は返金し、同規定に該当しない場合は返金しないことが適当と考えております。
36	24 ページ (5.1 手続き(1))	I 期蓄電池プロセスの辞退について、期限は設けられていないとの理解で誤りはないか。	I 期蓄電池プロセスの辞退について、期限は設けておりませんが、辞退時に保証金の返金規定に該当しない場合は、保証金は返金されません。I 期蓄電池プロセス完了後も辞退することは可能ですが、工事費負担金補償契約に基づき工事費負担金補償金をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
37	25 ページ (6.1 送電システムの暫定的な容量確保について)	送電システムの暫定的な容量確保について、「系統側蓄電池運用開始日に間に合わない等で、意向証明書(様式 6)を提出した場合 6 か月以内に出力変動緩和対策の技術協議が完了した資料を提出する」とありますが、検討協議に時間が掛かるとされる出力変動緩和対策の協議は 6 か月以内に完了しなければならないのか。	I 期蓄電池プロセスの対象案件が同プロセスを辞退又は非優先系統連系希望者となり、風力発電所側に蓄電池等を設置して出力変動緩和対策を実施する場合には、意向表明書を提出後、早期に出力変動緩和対策の技術要件を満足する技術資料等を当社に提出していただくこととなります。当社で技術資料等の確認期間が必要となりますので、資料提出の遅れ、提出資料の変更、資料不備等により 6 か月を超過しないよう速やかに対応いただくことが必要となります。 なお、当社との技術協議が完了せず、意向表明書の提出日から 6 か月を超過する場合は、確保した暫定的な容量を取り消す場合があります。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
38	25 ページ (6.1 送電系統の暫定的な容量確保について)	「技術協議が完了しない場合等、●年●月●日までに変更申込書が受理されない場合は、上記契約申込みについて速やかに I 期対象外案件として系統側蓄電池による風力発電募集へ移行する、もしくは取下げを致します。」とありますが、この風力発電募集へ移行するとは II 期募集への移行を指しているのでしょうか。	ご認識のとおりです。
39	25 ページ (6.4 本募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について)	募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について、FIT 法改正に伴う経過措置は 2017 年 4 月 1 日時点で手続き中の電源募集接続案件募集プロセス等に参加していた場合はプロセス終了後 6 か月の猶予となっておりますが、本 I 期募集プロセスの受付開始は 2017 年 4 月 12 日からとなっている為、上記に該当していないのではないのでしょうか。経済産業局より「系統蓄電池による風力発電募集プロセス」に対し経過措置をする、と言うリリースもありません。今後経過措置としてエネルギー庁より正式にリリースされるのでしょうか。	系統側蓄電池による風力発電募集は、2017 年 3 月 28 日に申込み受付の開始を公表しているため、経過措置事案に該当するものと考えております。詳細につきましては、資源エネルギー庁へお問い合わせください。
40	別紙 5 (2. 最低入札負担金単価と I 期蓄電池プロセスにおける入札の成否について)	[ケース 2]”募集容量以下の入札量しかなかったが負担金が集まった場合のイメージ(成立)”の場合、入札容量相当以上の(募集容量の未達分の)蓄電池容量は II 期募集枠の増に振り向けていただきたい。	I 期蓄電池プロセス完了後の未達分の扱いについては、I 期蓄電池プロセス完了後に検討します。
41	別紙 5 (2. 最低入札負担金単価と I 期蓄電池プロセスにおける入札の成否について)	No40 については募集要綱に予め追記していただきたい。	現時点では、I 期蓄電池プロセスの未達の有無、未達量が不明のため、募集要綱には記載いたしかねますのでご理解願います。
42	別紙 7 (「想定潮流の合理化」が I 期蓄電池プロセスに適用される場合の取扱いについて)	想定潮流の合理化が適用とされた後の再接続検討時においては、最新版(現時点では 2018 年度)における北海道電力の電源開発計画に基づいた(現時点ではなく)2022 年度時点の発電所を前提とした検討を行っていただくとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。

No.	ページ番号	ご意見・ご質問の概要	回答
43	別紙 7 （「想定潮流の合理化」が I 期蓄電池プロセスに適用される場合の取扱いについて）	<p>「想定潮流の合理化」の適用対象となった場合は、再接続検討回答等で、今後の取扱い等をお知らせします、とありますが、再接続検討回答で事業者へ通知するだけでなく、HP 等で公表していただきたい。</p> <p>現在系統側への対策が必要となっている案件において、合理化の適用により系統への対策が不要になるケースも想定されます。</p> <p>この場合、系統への対策が不要になった理由を明示すると共に、上記と同じく HP 等で公表していただきたい。</p>	<p>想定潮流の合理化は 2018 年 4 月 1 日から適用開始のため、I 期蓄電池プロセスにおいては、再接続検討時に適用させていただくものであって、個別の案件ごとに再接続検討回答によりお知らせするものです。</p> <p>想定潮流の合理化の適用の有無については、再接続検討結果の回答を個別に受ける風力事業者様に対してお伝えさせていただくものであり、当社 HP 上での公表は考えておりません。</p> <p>一方、I 期蓄電池プロセスの対象外として意思表明書を提出した案件や本募集プロセスを辞退した案件については、想定潮流の合理化適用開始以前の接続検討であることから「想定潮流の合理化」を適用いたしません。</p>
44	別紙 8 （出力制御の見直し）	<p>系統WG(第 12 回)での貴社資料における出力制御率の見直しでは、風力発電が+80 万 kW で 23.4%、+120 万 kW で 27.1%となっております。他方、今回の別紙 8 では+60 万 kW で 40.8%(出力制御時間は 4,348 時間)、+100 万 kW で 44.0%(同 4,786 時間)となっており、系統WGの数値より大幅に増えております。非常に大きな出力制御率や出力制御時間では事業採算性が非常に悪くなり、事業が成立しなくなります。これらの出力制御率や出力制御時間の詳細な算定根拠、差異及び前提とされた条件内容の開示をお願いします。</p>	<p>系統WG(第 12 回)の試算値は、30 日等出力制御枠(太陽光発電 117 万 kW、風力発電 36 万 kW)に指定ルールの導入量(想定値)を加えて出力制御率を試算しています。</p> <p>一方、別紙8の出力制御の見直しは、30 日等出力制御枠に、実際に申し込みのあった指定ルール案件(太陽光発電 94 万 kW、風力発電 81 万 kW)の導入量を加え、さらに I 期蓄電池プロセスの導入量(60 万 kW)を加算したうえで試算を行っており、系統WG(第 12 回)の見直しよりも出力制御率などの数値が増加しております。</p> <p>また、別紙 8 の試算方法については、系統WG(第 12 回)と同様の方法に基づいておりますので、同WGの資料をご参照ください。</p> <p>なお、出力制御見直しは、一定の前提条件に基づいた試算結果であり、実際の運用においては、再生可能エネルギー出力等の予測誤差、エリアの需要や電源の稼働状況等によっても変動するものであるため、実際の出力制御時間等を保証するものではありません。</p>
45	別紙 8 （出力制御の見直し）	<p>「出力制御見直しは、一定の前提条件に基づいた試算結果」であることは理解しておりますが、最も影響が大きいのは原子力発電所の再稼働時期と考えております。事業者としては様々な Case Study が必要となることから、現実的なシナリオとして考えられる「泊原子力発電所 3 号機が(1 号機・2 号機に先駆けて)再稼働した時点」における出力制御の見直しについてもお示しいただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>系統WGにて説明したシミュレーション結果を当社 HP に公開しておりますので、前提条件を変更した場合の出力制御の見直しについては、そのデータをご参考にして事業者様にてご検討くださいますようお願いいたします。</p>